



行政文書不開示決定通知書

3文芸第1837号
令和3年11月22日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年11月8日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室が管理する下記文書 記 国際芸術祭「あいち」組織委員会の事務局職員として、同組織委員会の業務を兼務している愛知県職員につき、地方自治法35条の職務専念義務の特例として法令上の根拠に基づいて職務専念義務の一部免除を受けていること、その法的根拠、並びに、職務専念義務の免除を受けている範囲を明らかにする文書(令和3年11月9日現在のもの)
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)

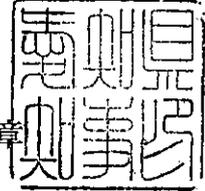


行政文書不開示決定通知書

3文芸第1838号
令和3年11月22日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年11月8日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室が管理する下記文書 記 現代美術地域展開事業実行委員会の事務局職員として、同実行委員会の業務を兼務している愛知県職員につき、地方自治法35条の職務専念義務の特例として法令上の根拠に基づいて職務専念義務の一部免除を受けていること、その法的根拠、並びに、職務専念義務の免除を受けている範囲を明らかにする文書(令和3年11月9日現在のもの)
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)